

勤務年数等の積算方法等について

全国保育士会感謝状贈呈規程第4条第2項で規定する期間は、以下によって積算してください。

- ※ 以下（ア）～（オ）に該当する場合は、その期間中、会員であった場合は積算
できます。
- ※ なお、会員・非会員の判断は各都道府県・指定都市組織の規定によるものとします。

（ア） 認可保育所等に在籍している者

- 【例】 児童養護施設に保育士として勤務していたが、会員であった → ○
市役所の保育課に在籍していたが会員ではなかった → ×

（イ） 育児休業期間、および産前・産後休暇期間

- 【例】 育児休業を取得したが、その間も会員であった → ○
産前・産後休暇を取得したがその間は休会していた → ×

（ウ） 常勤以外（臨時・嘱託・代替保育士等）の勤務期間

- 【例】 臨時職員であったが、会員となっていた → ○
嘱託職員であったが、会員ではなかった → ×

（エ） 保育士や給食担当以外の職種での勤務期間

- 【例】 事務職員であったが、会員となっていた → ○

（オ） 複数都道府県における保育所（園）等の勤務期間

- 【例】 A県の保育所の勤務期間（15年）、B県C市の子育て支援センター勤務（7年）を通して会員であった → 22年で積算